

防府市用排水路浚渫清掃補助金交付要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱の対象となるかんがい用排水路以外のかんがい用排水路の浚渫または清掃（以下「事業」という。）を実施した事業主体に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(賃金及び借上料)

第2条 賃金及び借上料は、毎年度各土地改良区が実施する用排水路浚渫土砂等積込運搬業務委託の単価と同額とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 事業主体は、用排水路浚渫清掃補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の額を決定し、その旨を補助金交付指令書（第2号様式）により、当該事業主体に通知するものとする。

(着手及び完了届)

第5条 事業主体は、事業に着手するときは、着手前5日までに着手届（第3号様式）を、また、事業を完了したときは、完了後2日以内に完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 事業主体は、事業完了後、補助金の請求書に収支精算書（第5号様式）を添えて補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、検査の上適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）

1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

用排水路浚渫清掃補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体 住 所
名 称
代表者

下記により 〃の浚渫清掃をしたいので補助金
〃円を交付されるよう防府市用排水路浚渫清掃補助金
交付要綱第3条により申請します。

記

着手予定時期 年 月 日
完了予定時期 年 月 日

※ 添付書類

- 1 収支予算書
- 2 用排水路浚渫清掃明細書
- 3 位置図

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
市 補 助 金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
作業員賃金		@ × 人
トラック借上料		@ × 台
合 計		

用排水路浚渫清掃明細書

土砂の集積場所	防府市 ほか 箇所（別添位置図）
処分年月日 （予定でも可）	年 月 日
発生土砂量 （ m^3 ）	m^3 （ t 車 台程度）
備 考	

(第2号様式)

補助金交付指令書

第 号

事業主体 住所
名称
代表者

年 月 日 付けで申請のあった
浚渫、清掃に対し、防府市用排水路浚渫清掃補助金交付要綱第4条の
規定に基づき、補助金 円を交付します。ただし、工事
の出来形により補助金を減少し、又は補助金の取消しをすることがあ
りますので、事業実施に当たっては十分御注意ください。

年 月 日

防府市長

(第3号様式)

着 手 届

の浚渫、清掃を 年 月 日に
着手いたしますのでお届けします。

年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体 住 所
名 称
代表者

(第4号様式)

完 了 届

の浚渫、清掃を 年 月 日に完
了いたしましたのでお届けします。

年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体 住 所
名 称
代表者

(第5号様式)

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
市 補 助 金				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
作 業 員 賃 金				@ × 人
ト ラ ッ ク 借 上 料				@ × 台
合 計				

年 月 日

事業主体 住 所
名 称
代表者